

【病児病後児保育事業】低所得者に対する利用料減免を開始

病児・病後児保育とは、病気中か病
気回復期の児童を、保護者の都合によ
り家庭で保育できない時に、専用の保
育室で一時的に預かる事業です。

利用するためには、事前に登録申請
が必要です。体調を崩
しやすい季節なので、
いざという時に備え事
前登録をしませんか？



令和4年4月からの利用料

一般

1人1日当たり2,000円(町施設で
5時間未満の利用の場合1,000円)

生活保護受給世帯

全額免除(利用当日に生活保護受給
カードを提示)

住民税非課税世帯

半額免除(利用当日に世帯分の非課
税証明書を提示)

病児病後児保育施設の利用方法

町の施設を利用する場合

対象者 町内か熊本市に住所を有する生後5カ月～小学6年生
までの児童

申込方法 子ども医療費受給者証を持参の上、役場仮設庁舎こ
ども未来課で申し込んでください。

実施施設 病児・病後児保育室 たんぽぽルーム
(はがこどもクリニック内)

宮園408番地1 ☎ 289-7020 FAX 289-7021

熊本市の施設を利用する場合

対象者 町内か熊本市在住の小学6年生までの児童

申込方法 親子(母子)健康手帳を持参の上、熊本市の各病児・病
後児保育室で事前登録の申し込みをしてください。

※詳しくは、熊本市ホームページ(<https://www.city.kumamoto.jp/>)でご確認いただくか、熊本市子ども支
援課(☎ 328-2158)へ直接お問い合わせ
ください。



☎ こども未来課 子育て支援係
☎ 286-3117

高齢者肺炎球菌の予防接種

令和4年度の肺炎球菌予防接種を実施します。

対象者

①令和4年4月2日から令和5年4月1日の間に、満
年齢で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、
95歳、100歳になる人

②接種時点で60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓
もしくは呼吸器および免疫の機能に障がいがある人

※対象者①の人には、4月に通知書を送付しています。
接種には通知書が必要です。なお、これまでに接種し
たことがある人(自費接種も含む)は、補助対象となり
ませんのでご注意ください。

接種について

接種期限 令和5年3月31日(金)

自己負担額 2,400円
(対象者で生活保護受給者は無料)

接種場所 町内指定医療機関

その他 町内指定医療機関以外で接種する
人、生活保護受給者、対象者②の
人は、事前に保健福祉センターで
手続きが必要です。

☎ 保健福祉センターはびねす ☎ 234-6123